

認定教室及び優良認定教室の登録及び運営に関する規定

令和6年3月1日資格審議委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）のプロダンス教師登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されたプロ教師資格保持者の登録会員又は正会員の下で、ダンスの教授を営業として行うダンス教授所（以下「ダンス教室」という。）の登録、指導等に必要な事項を定めることを目的とする。

(認定教室の種類)

第2条 認定教室は、「JBDF 認定ダンス教室」と「JBDF 優良認定ダンス教室」の2種とする。

(登録の申請)

第3条 ダンス教室の認定登録を受けようとするダンス教室の営業者は、別記様式第1号により申請することができる。

- 2 前項の申請は、当該営業場所の所在地を管轄する北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体の組織を通し、本法人に提出する。
- 3 本法人のプロ教師資格両部門3級以上の登録会員又は正会員は「JBDF 優良認定ダンス教室」、プロ教師資格5級以上の登録会員は「JBDF 認定ダンス教室」に登録の申請ができる。
- 4 同一住所地での申請は、2件までとする。

(登録の受理)

第4条 本法人は前条の申請がなされた場合において、第9条及び第10条の要件を満たしている時、これを受理する。

(登録名簿)

第5条 本法人は、前条により登録を受理した時、申請者に対しダンス教室認定登録証（以下「ダンス教室登録証」という。）を交付するとともに、ダンス教室登録簿（以下「教室登録簿」という。）に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) ダンス教室の名称、営業場所
- (2) 営業者の氏名
- (3) ダンス教室登録証の有効期限
- (4) プロ資格登録名簿に登録されているプロ資格保持者の氏名並びに会員番号

2 教室登録簿は、本法人の主たる事務所に備え付け、照会等に応じる。

(変更の届出)

第6条 前条の各号のいずれかに変更があった時、営業者は別記第3号により本法人に対し、すみやかに変更の届出をしなければならない。

- 2 本法人は、前項の変更の届出を受けた時、当該変更に係る事項について教室登録簿に記載する。
- 3 営業者は廃業した時も前2項と同様とし、すみやかにダンス教室登録証を返納する。

(登録の削除)

第7条 登録を受けた教室については、次の各号に掲げる事項が判明したときは、教室登録簿から削除する。

- (1) 虚偽不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 第9条に定める要件が欠けたとき。
- (3) 第10条に定める要件の1つ以上が欠け、適正なダンス教室の運営が期待できないと資格審議委員会が認めたとき。

(登録の不受理)

第8条 登録の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しない。

- (1) 営業者がダンス教室の登録の削除を受けて2年を経過しないとき。
- (2) 登録を受けようとする教室が、健全なダンスを教授するにふさわしくないと認められるとき。
- (3) 営業者、プロ教師資格保持者及びその他の従業員に、健全なダンスを教授するにふさわしくないと認められる者がいるとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、健全なダンスの教授に著しく支障があると認められるとき。
- (5) 本法人の信用を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 本法人の会員資格を失った者。

(会員の存置)

第9条 登録を受けようとする教室は、各営業場所ごとに、プロ教師資格5級以上の専任のダンス教師を1名以上置かなければならない。

(営業場所の条件)

第10条 登録を受ける教室の営業場所は、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 営業場所が近隣の迷惑とならない場所に所在すること。
- (2) 床面積は、おおむね50㎡以上であること。
- (3) 照度は、30ルクス以上であること。
- (4) 騒音は、50デシベル以下であること。
- (5) 営業時間はおおむね午前9時から午後10時までであること。
(教師の研修についてはこの限りでない。)
- (6) 18才未満の者の教授は、学校退校後からおおむね午後8時までとする。
ただし、保護者の同行があるときはこの限りでない。
- (7) 18才未満の者による教授が制限されていること。
- (8) 勤務環境が不良でないこと。
- (9) 暴力団関係者、酒酔者その他風紀を乱す者の入場が禁止されていること。
- (10) プロの教師もしくはその補助者の指導のない客同士のダンスが禁止されていること。
- (11) 教室内で飲食の提供をしないこと。
- (12) 教室内に料金表示並びにハラスメントに関する注意事項が貼り出されていること。

2 優良認定教室の認定要件

- (1) 本法人のプロ教師資格両部門3級以上資格を有する専任のダンス教師を1名以上置くこと。
- (2) フロア面積が66㎡以上あること。
- (3) 室内が十分な照度であること。(60ルクス以上)
- (4) 騒音に関する管理が十分にされていること。
- (5) 前項の要件も当然に満たしていること。

(調査・報告等)

- 第11条 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体は、第2条第1項の申請を受け付けたときは、30日以内に、第9条及び第10条の要件が満たされているか否かについて調査し、別記様式第4号にその結果を記載し、申請書とともに、本法人に回付しなければならない。
- 2 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体は、登録を受けたダンス教室について、第9条又は第10条の要件を欠くに至った事実を認知したときは、直ちに本法人に報告しなければならない。

(営業者の責務)

- 第12条 ダンス教室の営業者は、健全で、かつ、適正なダンス教室の運営に努めるとともに、北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体の調査に協力し、適正な指示に従うものとする。
- 2 営業者は廃業した時、ダンス教室登録証を本法人に返納しなければならない。

(申請手数料)

- 第13条 第3条第1項の申請手数料は、10,000円とし、申請書を提出する際に、本法人の指定する口座に納入する。
- 2 第6条の変更手数料は10,000円とする。
 - 3 5年毎の更新手数料は5,000円とする。
 - 4 現営業者及び専任プロダンス教師の変更は、三親等内又はパートナーの変更手数料を免除とする。

(経過規定)

- 第14条 この規定が施行される際に、すでに本法人の認定教室の認定を受け、登録しているダンス教室については、この規定によるダンス教室の登録要件を満たしているものとし、旧認定教室登録証を返納することにより教室登録簿の登載は申請手数料なしでできる。
- ただし、第9条の要件を欠くダンス教室にあっては、この限りでない。
- 2 優良認定教室を希望する場合には、新たに申請をする。

(認定登録証等の掲示)

- 第15条 この規定に基づき、ダンス教室の登録を受けた者は、ダンス教室認定登録証を営業場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

附 則

1. この規定は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成30年9月10日業務執行理事会決定により、平成31年度より第13条の申請手数料については、しばらくの間は無料とする。
3. 令和4年度より申請手数料は有料とし、更新手数料はしばらくの間無料とする。
4. この規定は、令和4年3月4日（第3条4項追加）から施行する。
5. 加盟団体規定に基づき、「都道府県連盟」を「北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体」とする。
6. この規定は、令和6年3月1日から施行し、第16条経過措置を削除。（この規定を施行する際に、認定会員資格で専任のインストラクター登録を受けている認定教室は、1年以内に認定会員から登録会員資格への変更が必要となる。変更が行われない場合には、J B D F 認定教室の教室登録簿から削除される。）